

アプローチレター

令和7年7月号 NO.45

梅雨が明けよいよ夏本番ですね。花火大会や海水浴、BBQなど、楽しみな行事も多いですが熱中症に気を付けなければいけません。今年の夏も、例年より全国的に高温になる可能性が高いと気象庁の季節予報では予想されています。熱中症対策には夏野菜がいいそうです。特に、キュウリ、トマト、ナス、ゴーヤ、オクラ、モロヘイヤなどの水分豊富な野菜は、体を冷やす効果やミネラル補給に役立ちます。

また、ビタミンやカリウムを補給することで、体調を整え、熱中症を予防する効果も期待できます。旬の食べ物を楽しみながら暑い夏を一緒に乗り越えましょう！



【インデックス】

1. コラム～当方代表が交代で書きます・語ります！～
2. 官報のこと、ご存じですか？ ～官報の電子化について～
4. アプローチ相談室
3. アプローチ女子会
5. アプローチ外部講師派遣のご案内
6. アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内

【担当】

加藤 聡
江川 琢磨
後藤 知美
田中 沙哉佳

1. コラム 「詐欺電話」

月末のとある忙しい日、決済に向かう車の中で電話が鳴りました。見ると怪しげな「+87」で始まる番号、普段は変な電話には出ないのですが考え事をしていた為、反射的に電話に出てしまいました。

すると電話の向こうの若い声の彼は海外から電話を掛けていると推測できるにも関わらず「山梨県警生活安全課のヤマモトです。」と名乗り、ある事件の捜査で私の名前が浮上したと告げてきました。

これは最近はやりの詐欺電話だなーと思い、興味本位で決済場所の銀行に着くまでヤマモトくんにお付き合いする事にしました。

「あなたの階級は？」「何の事件ですか？」「私の名前が浮上したって 被害者ですか？関係者ですか？それとも容疑者？」とヤマモトくんには沢山質問を浴びせ続けたところ彼は優しい声で多分マニュアル通りの回答を嫌がらずにしてくれました。どうやら私（カトウサトシ）はクレジットカード詐欺集団に情報提供している悪い奴かもしれないとの事です。

「今から山梨県警までお越し頂けますか？」とのヤマモトくんの言葉を聞くのと同時に銀行に到着したので、「もう銀行着いちゃったんで山梨までは行っとれんわーヤマモトくん。楽しかったよ！」と電話を切ったのでした。

この優しい口調の彼は自分の意思で海外まで行っているのだろうか？

誰かに連れて行かれて無理やり掛け子をさせられているのだろうか？

と勝手に心配しております。一日も早くヤマモト巡査が罪を償い更生する事を祈るばかりです。

さて、この長電話の後、出たはいいませんが何度も怪しい番号から電話があります。カモリストに登録されているのでしょうか？

みなさまくれぐれも怪しい電話には出ないようご注意願います！



加藤 聡

2. 特集「官報のこと、ご存じですか？ ～官報の電子化について～」

担当：江川 琢磨

1. はじめに

皆さんは官報を閲覧又は購読したことはありますか？そもそも官報というものは何なのかよく知らないという方もいるかもしれません。しかしながら、官報は明治16年7月2日に創刊して以来、日本国民にとって極めて重要な役割を担ってきたのです。

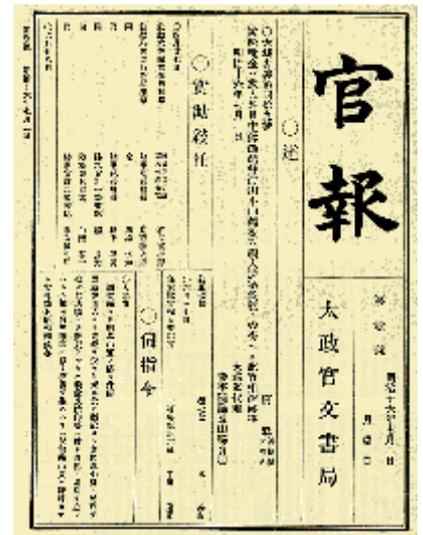
官報は「紙の印刷物」として作成されたものを正本としてきました。一般国民がこれを閲覧し、又は入手し得る状態に置かれることをもって発行されるものとされています。ポイントは紙の印刷物として発行したものが官報だということなのです。実際に官報を手にしてみると独特の用紙に印刷され味があり個人的には好きな質感なのですが、そんな官報が令和7年4月1日より完全電子化となり、従来の「紙の印刷物として作成され」ていたものが「官報掲載事項の情報について、改変防止策（電子署名等）を講じた上で、公衆が当該事項を閲覧し得る状態に置く措置（ウェブサイトに掲載）をとることで行う」こととなりました。

つまりウェブサイトの電子データそのものが官報の正本となるということなのです。そこで今回は、司法書士の業務の観点から官報の電子化について触れてみたいと思います。

2. 官報の歴史

官報は創刊以来140年もの歴史がありますが、今まで官報に関して定めた法律はありませんでした。「えっ！そんな重要な役割を持つ官報が法律の根拠もなく今まで発行され運用されていたの？」と思う方もいるかもしれませんが、官報は多くの行政実務や慣行の積み重ねにより一般国民の生活に広く定着しています。

よって、法令の公布が官報をもって行われること、官報が紙の媒体によって発行されることは一般国民の法的確信を伴う慣習、すなわち慣習法となっていると解されているのです。しかし、今回の電子化に伴いその慣習法が変更され、令和7年4月1日に「官報の発行に関する法律」が施行されました。



3. 官報の役割

官報は日本国民にとって極めて重要な役割を担ってきたと冒頭でお伝えいたしました。具体的などのような役割を担ってきたのか。

簡単に申し上げると様々な公示・公告事項を広く一般国民に知らせるという役割があります。

例えば、国会で可決した法律は、可決成立したその日から施行されるわけではなく「公布」という国民に周知させる期間を設け、その期間が満了してはじめて施行されます。「いやいや官報なんて生まれてこの方一回も読んだことないしそこに掲載したからと言って全国民が実際に周知したことにはならないでしょ。」と思うかもしれません。

しかし、我が国の法令の公布においては、法令の内容が全国民に実際に周知されること（実質的公布）を要件とするのではなく、特定の形式的行為（官報に掲載する）により法令周知の擬制（本質的には異なるものを同一とみなして同一の効果を与えること）を行う考え方を採用しているのです。

つまり、つまり官報に掲載される（特定の形式的行為）ということは国民がいつでも閲覧し周知できる状態を擬制しているのだから、そんな法律があることを知らなかったということは主張できないということです。

4. 司法書士業務と官報の関わり

司法書士の業務でも官報が登場する場面はいくつもあります。

例えば、株式会社を設立する場合には必ず会社としての公告方法を定めなければなりません。この公告はその会社の株主に対する公告の方法です。

会社が公告をする方法として、電子公告や、時事を掲載する日刊紙などの方法もありますが、これらを採用しない場合は官報で公告することとなり、ほとんどの会社が官報を公告方法として採用しています。

では、どんなことを公告しなければならないのかいくつか見てみましょう

① 決算公告

株式会社は毎年定時株主総会で承認を受けた決算書を公告しなければなりません。この場合には、会社が公告をする方法を官報としている株式会社は官報で決算公告をしなければなりません。

② 債権者に対する公告

例えば、資本金の額を減少したり、会社が吸収合併をする場合には債権者に対して官報により「当社は吸収合併することになりましたので異議のある場合は申し出て下さい。」と公告をしなければなりません。この場合の官報公告は会社が定めた公告する方法にかかわらず官報での公告が必須となります。これは、会社の定めた公告をする方法というのはあくまで株主に対する公告方法です。しかし、合併や資本金の額の減少という行為は株主だけでなく会社に対する債権者にも利害関係を及ぼしますので債権者にも知らせる必要があります。

官報に掲載するということは一般に周知させる効果を擬制しますので、官報公告を必須としているのです。その際には、①の決算公告をしていれば決算公告の掲載されている官報の日付と頁を同時に記載し、決算内容も債権者に知らせなければなりません。

③ その他の公告を必要とする手続き

司法書士が相続登記の依頼を受けたけれど、相続人の中に行方不明の相続人がいるというケースがたまにあります。7年以上生死が不明の場合には普通失踪として家庭裁判所に対し失踪宣告の申立てをして、行方不明から7年の期間満了をもって行方不明となった者が死亡したものと取り扱い相続手続きを進めることが可能になります。

裁判所に提出する書類を作成することも司法書士の業務の一つですからその作成のお手伝いをすることもあります。失踪宣告の申立てをすると、家庭裁判所は、失踪宣告の申立てがされた時に「失踪宣告に関する届出のお知らせ」を、失踪宣告の裁判が確定した時に「失踪宣告裁判確定のお知らせ」を合計2回に渡り官報公告を行います。行方不明とはいえ生きている可能性もある人を死亡したこととするのですから然るべきお知らせをしなければなりません。このような時こそ官報の出番です。

このように官報は全国民がいつでも手にし、閲覧することができる官報という媒体を介して公示すべき事項につき一般に周知させるという効果をもたらしているのです。

5. 官報が完全に電子化するとはどういうことか

官報が電子化するということは、官報の正本はウェブサイトに掲載された電子データそのものとなるということです。発行主体は内閣総理大臣であり、掲載された官報の電子データにはその真正を担保するために政府認証基盤（GPKI：Government Public Key Infrastructure）による電子署名が付与されます。これにより第三者による改変ができないような措置が施されています。

また、電子官報は誰でも無料でダウンロードすることができますので従来の紙の官報のように費用はかかりませんし、スマートフォン等の通信機器があればすぐに入手可能ですからこの点は電子化によるメリットでしょう。

司法書士の業務においても登記申請の際に官報の正本を添付しなければならない場面があります。従来は、紙で印刷された官報を原本として添付しなければなりませんでした。電子化後は逆に紙の官報を添付しても官報の原本を添付したことにならないのです。よって電子署名された官報の電子データを登記所に送信することによって添付したこととなります。



6. インターネットが使えない場合の措置

これだけスマートフォンなどの通信機器が普及したとはいえインターネットを使用できない方もいるでしょうし、災害やシステム障害などで電子官報の発行ができない状態になることも想定されます。

そのような場合には、インターネットを使用できない方への配慮として官報記録事項記載書面を閲覧することができる状態にする措置、災害等から復旧しインターネットの使用ができる状態になるまで官報掲載事項を記載した書面（書面版官報）を提示することにより官報を発行するなどそれぞれの原因に応じた対応措置がとられます。

7. まとめ

今回は、あまり一般の方には馴染みのない官報について取り上げました。電子署名、電子マネー、電子チケット、生体認証、人工知能等あらゆる分野でこれらのワードが飛び交いモノから情報へと社会全体が移行しつつあります。人類が進歩する限りこの流れを止める事はできないでしょう。官報でさえもついに電子化するに至りました。

今後はAIも普及していく中で、我々司法書士も時代の変化に順応すべくそのITリテラシーの向上に努めていきたいものです。

3. アプローチ相談室～皆様からのちょっとした疑問・質問にお答えします～



Q. 会社の本店（住所）や商号（会社名）が変わっても、不動産の所有者の本店・商号の変更登記申請をしなくてもよくなったと聞きましたが、本当ですか？

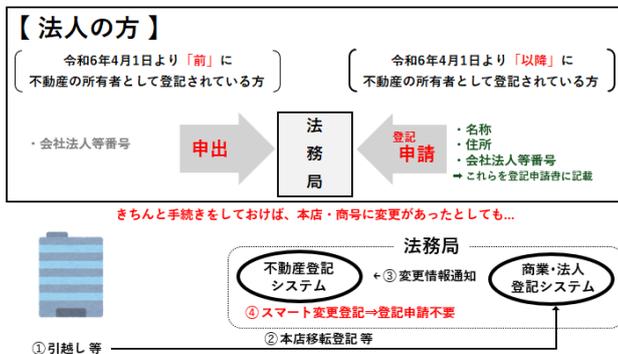
担当：後藤 知美



A. 本当です。

令和8年4月1日から始まる住所等変更登記の義務化にともなう「スマート変更登記制度」により、会社が会社法人等番号を不動産登記に登録していれば、本店や商号を変更した際に、法務局が職権で不動産登記に記載されている本店・商号を変更してくれるようになります。つまり、変更があった場合でも、不動産登記の所有者の本店・商号変更登記申請を自分で行う必要がなくなります。この会社法人等番号は、令和6年4月1日以降に不動産の所有者として会社が登記されている場合（不動産を取得して所有権移転登記をした場合）には同時に登録されるようになりましたが、令和6年4月1日より前に不動産の所有者として会社が登記された場合には、会社法人等番号は不動産登記に登録されておらず、この制度の対象外となり、変更がある場合は、変更登記申請をする必要があります。

しかし、会社法人等番号が不動産登記に登録されていなくても、「会社法人等番号の申出」手続きをして登録をすることができます。



令和8年4月1日以降に、本店・商号に変更があった場合
⇒ 本店・商号の変更日から2年以内に変更登記が必要

令和8年4月1日より前に、本店・商号に変更があった場合
⇒ 令和10年3月31日までに変更登記が必要となり、正当な理由なく怠ると、5万円以下の過料の対象になる可能性がありますので、ご注意ください。

尚、商業登記（会社の登記簿）では、会社の本店や商号を変更した場合の変更登記は、引き続き変更から2週間以内に登記する必要がありますので、ご注意ください。

会社で所有されている不動産の登記簿を一度ご確認いただき、会社の本店や商号を変更したのに不動産登記の本店・商号変更登記がお済みではなかったり、会社法人等番号が記載されていない場合は、当方までお問い合わせください。

4. アプローチ女子会～アプローチの女子社員が、とにかく好きに書きます～

担当：田中 沙哉佳

今月からいよいよ今年も後半戦！

少し憂鬱でじめじめとした梅雨が明ければ暑い夏がやってきます！

長いお休みを取られ、ご家族や友人と遠出をされたり、海や山でレジャーを楽しまれる方もたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか？
又は私のようにインドア最高！とクーラーのきいた涼しい部屋でゆったりお休みを満喫されるという方もいらっしゃると思います。

どちらの過ごし方も何だかわくわくさせてくれる夏なのですが全力で楽しむためにも注意をしなければならないこともあります。

それは「熱中症」です！！！！

日差しが強い屋外だけでなく屋内でも熱中症になるリスクは年々高まっているようで水分をこまめにとったり、塩分をほどよくとるといったことは皆さんもされているのではないのでしょうか。

その他の対策として忘れがちなのですが快適な睡眠環境を整えることも重要なポイントなんだとか！

寝ている時の熱中症を防ぐのはもちろんのこと、質のいい睡眠をとることで翌日の熱中症予防にもなるそうです。

毎年、色んな便利グッズが発売されておりますのでひんやり気持ちのいい寝具やエアコンなどを適度に使用し睡眠環境を快適に整え夏を思いっきり楽しみましょう！



5. アプローチからのお知らせ

●R7.5.30 「相続トラブル・相続争いの現場を知っている弁護士に聞くトラブルの最前線」

今回のアプローチセミナーでは、永原法律事務所より弁護士の永原裕也先生をお招きし、相続トラブルや争いを防ぐためにできること、またその事例を交えてご講演いただきました。ご参加いただいた皆様ありがとうございました。

次回のアプローチセミナーは9月頃を予定しておりますので、ぜひご参加ください。



相続 遺言

について気軽に相談できるお店

＝2024年9月2日(月)＝

名古屋市中区錦二丁目に
地下鉄「丸の内」駅6番出口より徒歩2分！(日銀の裏付近)

OPEN

司法書士法人・行政書士事務所 アプローチ approach

「相続・遺言」相談所 **ななばん**

0120-512-432

無料 相続・遺言 相談会実施中

0120-512-432



6. アプローチ外部講師派遣のご案内

当事務所には司法書士・行政書士10名が在籍しており、年間1900件を超える決済立会業務をはじめ、さまざまな業務を各自幅広く取り扱っております。

これらの経験を活かして、今までお知り合いの方からのご依頼やご紹介で、講師派遣やセミナー開催等を行って参りましたが、これからはもっと皆様のお役に立つ為、ご要望があればどんどん積極的に講師派遣を行っていかうと考えております。

社内研修・社外向けセミナー等、講演内容については、ご要望に沿えるように致します。
休日のご依頼も、ご相談に乗りますので、ぜひお気軽にご相談下さい。

7. アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内

司法書士法人アプローチは、「もっと身近な事務所」となるために、「アプローチメンバーズクラブ（AMC）」を運営しています。おかげ様で、2024年12月現在、850名を超える会員数になりました。

年会費等は一切ありません。

なお、入会后、ご相談等いただく際は、AMC会員様である旨をお申し出いただくようお願い申し上げます。あなたの人生に「安心」をお届けする「アプローチメンバーズクラブ」。この機会に、ぜひご入会下さい。

入会10大特典

無料特典	1 特製ブック等プレゼント(非売品)	入会者に対し、アプローチ特製ブック等をプレゼントします。 「相続ブック」「卓上カレンダー」など、 今後発行するすべての特製ブック等をプレゼントします。
	2 相談権	年2回まで相談無料。3回目から有料(1時間10,000円・税別)となります。
	3 お役立ち情報提供	セミナー開催のお知らせ アプローチレターの提供(発行時) その他お役立ち情報の提供
	4 セミナー参加権	当事務所主催の有料セミナーに無料でご参加頂けます。 無料セミナーも当然お知らせいたします。 外部セミナーにもご招待します。
	5 各種専門家紹介	司法書士の業務範囲外のご相談につきましては、適切な専門家 (弁護士・税理士・不動産仲介等)をご紹介します。
	6 紹介割引	メンバーのご紹介の方は次の通りとさせていただきます。 ・初回相談無料・個別業務10%Off
	7 相続対策コンサルティング	当事務所提携会社による相続対策コンサルティング ・初回無料
割引特典	8 個別業務割引	今後、当事務所に業務をご依頼される際は、 当事務所規定の報酬の10%OFF
	9 財産管理表の作成	通常料金100,000円・税別～を50%OFF
	10 顧問契約割引	当事務所又は当事務所提携弁護士事務所との顧問契約料を10%OFF

※各種セミナー開催のお知らせ、その他お役立ち情報につきましては、メールアドレスをご記入して下さった方のみに配信させていただきます。

〒460-0003名古屋市中区錦二丁目2番13号 名古屋センタービル8階

司法書士法人アプローチ

Tel(052)228-0713 Fax(052)228-0714

<http://www.approach.gr.jp> ✉ soudan@approach.gr.jp

